

## 「京都市動物園サポーター制度」エサ代サポーター制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、京都市動物園サポーター制度要綱第2条第2号に規定するエサ代サポーター制度について、その取扱を定めるものである。

### (要件等)

第2条 エサ代サポーター制度による支援対象は、動物園のゾーン又は動物種ごとに、動物園長が指定し、動物園のホームページその他の適切な方法により公表するものとする。

2 金額は、原則として、1口10万円とし、複数口での申込みを可能とする。

3 前項の規定にかかわらず、1口未満の寄付についても、受付を行う。ただし、京都市動物園ホームページの寄付受付窓口（以下「ホームページ窓口」という。）からのクレジットカードによる寄付については、1千円以上の寄付に限って受け付けるものとする。

### (手続)

第3条 寄付を申し出る者は、原則として、「エサ代サポーター制度寄付申出書」（様式第1号）を提出する。ただし、1万円未満の寄付を希望する場合及びホームページ窓口からの寄付の場合は、この限りではない。

2 寄付金は、次の各号のいずれかの方法により納付するものとする。

（1）現金の持参による納付。ただし、1万円未満の寄付を希望する場合は、動物園内に設置する募金箱を利用するものとする。

（2）京都市が発行する納付書による納付。

（3）ホームページ窓口からのクレジットカードによる納付、又はその他市長が適当と認める方法（市長が指定する納付方法を含む。）による納付。

3 市長は、募金箱による寄付を除き、寄付をした者に対し、受納を証するため、受納書又は領収書を交付する。

### (特典等)

第4条 市長は、寄付を行った者（以下「寄付者」という。）に対し、別表に掲げる特典等を与えるものとする。

2 前項に定める特典等のうち、寄付者の名称を表示したプレート（以下「プレート」という。）については、寄付金の納入確認後、申出のあった月の翌月末日までに作製し、速やかに動物舎等に掲示するものとする。また、動物園ホームページへの名称等の掲示についても、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、寄付者が、前項に定める期日以降の掲示開始を希望する場合は、申出時に動物園と協議のうえ、開始日を決定する。

4 プレートは1口につき1枠（縦15cm×横30cm）とし、複数口の場合、複数の場所への掲示や1つの場所での複数のプレートの表示も可能とする。

5 プレートの掲示場所については、申込時に動物園と協議のうえ、決定する。

6 プレートの掲示期間は、掲示を開始した月の翌月から1年間とし、以降更新を行う

場合については、掲示が終了する月の翌月から1年間とする。なお、掲示期間が満了したプレートについては、速やかに撤去し、原則、動物園において処分するものとする。

7 第1項に定めるもののほか、市長は、寄付者に対し、顕彰を行うことができる。

(取下げ)

第5条 寄付者から申出があった場合は、当該寄付者に係るプレートを取り外すことができる。

(費用の返還)

第6条 いかなる場合であっても既納の寄付金の返還は行わない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、エサ代サポーター制度の事務取扱に関し、必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則 (平成27年4月1日決定)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日決定)

この要領は、平成27年12月28日から施行する。

附 則 (令和3年1月11日決定)

この要領は、令和3年1月11日から施行する。

附 則 (令和3年8月27日決定)

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (令和8年6月25日決定)

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別表 特典等（第4条関係）

| 寄 付 額                     | 特 典                                                                                                 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 500 円以上<br>10,000 円未満     | オリジナルグッズ                                                                                            |
| 10,000 円以上<br>100,000 円未満 | オリジナルグッズ<br>優待券（年間パスポート）（注1）                                                                        |
| 100,000 円以上               | (1) 名称を表示したプレート（縦15cm×横30cm）を支援する動物に係る動物園舎等に掲示する。<br>(2) 動物園ホームページに名称及び支援内容を掲示する。<br>※ 掲示を希望する者に限る。 |

注1 寄付額 10,000 円に付き 1 枚の優待券（年間パスポート）を進呈。

年 月 日

（あて先）京都市長

京都市動物園サポーター制度  
エサ代サポーター制度寄付申出書

住 所  
商号又は団体の名称  
代 表 者 名

下記のとおり動物の餌代として寄付を申し出ます。

|                                                |           |        |
|------------------------------------------------|-----------|--------|
| 寄 付 金 額 <small>（※1）</small>                    | 円         |        |
| 申 込 口 数<br>（1口 10万円）                           | 口         |        |
| 支援する対象動物 <small>（※1）</small>                   |           |        |
| 連 絡 先                                          | 住 所       | （〒 - ） |
|                                                | 電 話 番 号   |        |
|                                                | F A X 番 号 |        |
|                                                | 担 当 者 名   |        |
| プレート掲示希望場所 <small>（※2）</small>                 |           |        |
| プレート表示内容 <small>（※3）</small><br>（1口 15cm×30cm） |           |        |
| 掲 示 開 始 希 望 月<br>（申込の翌月以降を指定）                  | 年         | 月      |

（※1） 10万円未満の寄付の場合は※1の欄のみご記入ください。

（※2） 掲示希望場所は、事前に動物園にご相談ください。

（※3） プレート表示内容はデータでの提出も可能です。

【留意事項】 公文書公開請求があった場合は、個人情報を除き、原則として提出書類を公開します。